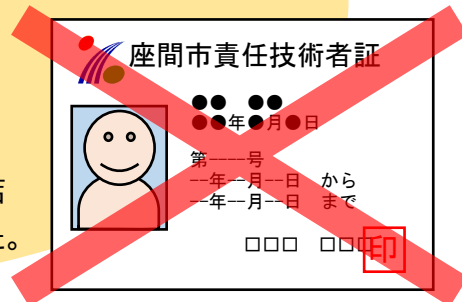


# 令和7年1月1日から、 座間市での責任技術者登録が 廃止になりました

※座間市下水道条例および座間市排水設備指定工事店  
規程を改正し、責任技術者登録制度を廃止しました。



## 現行

- ・指定工事店は、専属して従事する責任技術者がいること。
- ・専属して従事する責任技術者は、座間市で責任技術者登録をした者。

## 令和7年1月1日～

- ・指定工事店は、営業所ごとに責任技術者を選任すること。  
→責任技術者は神奈川県内における他の営業所と兼務できる
- ・選任する責任技術者は、神奈川県下水道協会から責任技術者試験の合格証  
または責任技術者更新講習の修了証が交付されている者。  
→座間市での責任技術者登録は不要

## 指定工事店の皆様への今後の影響

1

座間市の  
指定工事店は、  
神奈川県内の複数営業所で  
責任技術者を兼任させる  
ことができます

2

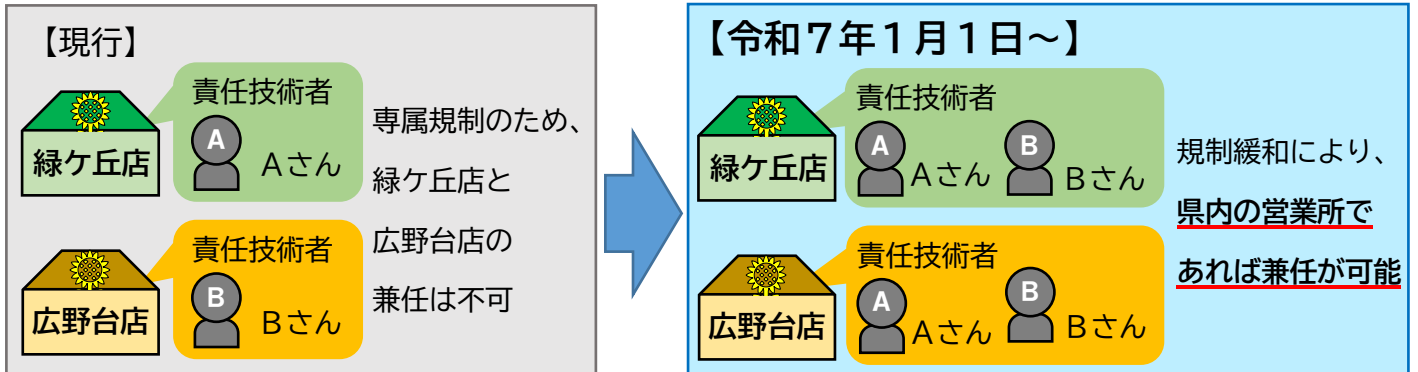
座間市の  
指定工事店の  
更新・異動手続きの  
一部が変わります

詳細は裏面をご確認ください→

# 1 座間市の指定工事店は、神奈川県内の複数営業所で責任技術者を兼任させることができるようになりました。

・指定工事店の営業所ごとに責任技術者を専属させる規制が緩和され、神奈川県内の他の営業所で兼任させることができるようになりました。

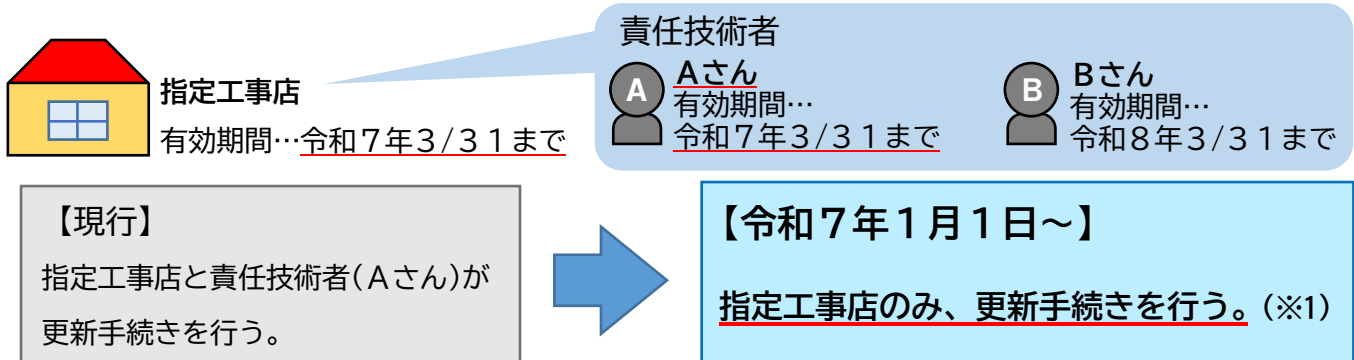
(例)「株ひまわり設備」の『緑ヶ丘店』および『広野台店』が、それぞれ指定工事店の時



# 2 座間市の指定工事店の更新・異動手続きの一部が変わります。

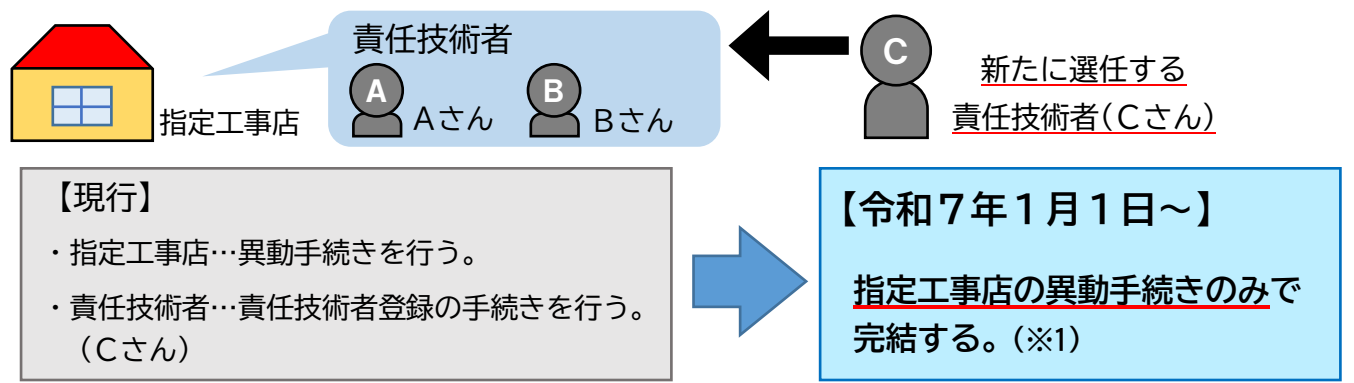
## ●更新手続き

(例) 令和7年4月1日以降の指定継続（更新）をするとき



## ●異動手続き

(例) 新たに責任技術者(Cさん)を選任するとき



※1 責任技術者の雇用証明書類および神奈川県下水道協会下水道協会からの責任技術者試験の合格証または責任技術者更新講習の修了証の写しが必要です。

ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。  
お手数ですが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

座間市上下水道局 下水道施設課 管理係  
TEL : 046-252-8587 FAX : 046-252-8320  
E-mail : [gesuil@city.zama.kanagawa.jp](mailto:gesuil@city.zama.kanagawa.jp)